

S. E. N. S の会 鳥取支部会会則

第1条 <名称>

本会は、「S.E.N.S の会鳥取支部会」と称する。

第2条 <事務局の所在>

本会の運営に関する事務処理を行うため、鳥取支部会事務局を設置する。
この会の事務局は事務局長宅に置く。

第3条 <目的>

本会は、鳥取県内のS.E.N.S 及びS.E.N.S-SV 有資格者の資質の向上を図るとともに、LD・ADHD などのある児童・生徒に対する教育の資質向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 <事業>

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の資質と技能の向上を図るために事例研究会等の開催
2. 県内・外の特別支援教育の啓発を図るための研修会等の開催
3. 県内のLD 等に関する諸団体との連携
4. その他、本会の目的を達成するための必要な事業

第5条 <会員>

本会の正会員は、S.E.N.S 及びS.E.N.S-SV 有資格者とする。本会には準会員を置くことができる。準会員はLD 学会正会員とする。

会員が、本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に違反する行為があった時は、会員の総意によりこれを除名することができる。

第6条 <役員>

本会の運営のため、鳥取県支部所属 S.E.N.S 及びS.E.N.S-SV 有資格者の中から次の役員を置く。

- 会長 1 名
- 副会長 2 名
- 事務局長 1 名
- 事務局員 4 名
- 会計 1 名
- 会計監査 2 名
- 運営委員 10 名程度

第7条 <役員の職務>

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐して会務の執行にあたり、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括し庶務を担当する。
4. 事務局員は、事務局長を補佐し庶務を担当する。
5. 会計は、会の会計事務を処理する。
6. 会計監査は、会の会計事務を監査する。
7. 運営委員は、会の運営や研修会の企画推進に責任を持って職務を遂行することとする。

第8条 <役員の選出と任期>

本会の役員は、S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV 有資格者の互選により選出する。
役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
役員は総会において選任する。

第9条 <総会>

総会は次に掲げる事項を会員で審議し議決する。

1. 事業計画、事業報告に関する事項
2. 予算、決算に関する事項
3. 役員の選任及び解任に関する事項
4. 会則等の改正に関する事項
5. その他会の運営に必要な事項

不測の事態が生じたときは、役員で協議決定し、会員に報告する。

第10条 <経費>

本会は経費として、年会費を徴収する。
年会費の金額は、2,000円とする。

第11条 <会則の変更>

この会則の変更は、正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

附則1 制定2019年11月30日

附則2 一部改正2021年6月13日

第7条<事務局の配置>の削除

第8条を第7条に、第9条を8条に変更

第2条、第6条、第7条、第8条、第10条の改訂

第9条<総会>の追加

附則3 一部改正2023年6月25日

第10条の改訂